

●申請にあたっての同意・誓約事項



支給認定申請に関する同意事項	
1	子どものための教育・保育給付の支給認定に必要な課税状況について、各関係機関に調査、照会または閲覧すること。
2	就労や疾病状況等保育施設の利用を必要とする要件について、雇用主その他関係機関に調査または照会されること。

保育所入所に関する同意事項	
1	住所地及び世帯構成等の確認のために必要であるときは、住民基本台帳等により確認されること。
2	保育施設を利用する子どもの発達・健康状況を理由に、認定事由・審査基準を変更する可能性があるとき及び保育の利用の可否を審査する必要があるときは、乳幼児健康診査及び発達相談等の結果や、保育の状況を確認されること。（前住所地での定期健康診査及び発達相談等の結果を含む）また、疾病状況について診断書等で確認されること。
3	前項により確認された情報について、利用する保育施設に情報提供されること。
4	生活保護費受給状況及び児童扶養手当受給状況について、利用調整及び保育料算定等のために必要であるときは、保護台帳等により確認されること。
5	保育施設の利用のために必要であるときは、子どもが利用する保育施設と、岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課が子どもに関する情報を共有すること。
6	子どもの健康状態等を教育委員会に情報提供されること。
7	当申込書に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、保育施設に対して提供すること。
8	「岸和田市立幼稚園及び保育所再編個別計画」で公表されている再編対象施設への利用申込みについて、施設の閉園時期及び入園後は新設された認定こども園への優先利用が可能であることを了承の上、利用希望すること。
9	保育料・延長保育料・給食費を滞納した場合に、これらを徴収するため必要な範囲で、本同意事項及び誓約事項の写しを添付のうえ、官公署・勤務先・取引先・金融機関等の関係者に照会すること。

保育所入所に関する誓約事項	
1	子どもの保育実施期間内に「保育の利用を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、すみやかに退所届を提出いたします。
2	家族の状況、在職（就労）証明書等に虚偽の事実があった場合は、退所させられても異議ありません。
3	保育を利用する子どもが傷病等により集団生活ができなくなった場合は、退所させられても異議ありません。
4	税額、職業、家族、住所等、本申込書の内容に変更があった場合は、子育て施設課に届出いたします。また、保育料算定及び保育の必要性に伴う必要書類はすみやかに提出いたします。変更を届出しないことにより、不利益を受けても異議ありません。
5	無断で長期欠席した場合は、退所させられても異議ありません。
6	保育料・延長保育料・給食費を両保護者で連帯して所定の期限までに納入いたします。保育料を滞納した場合は差押え等の滞納処分を、延長保育料及び給食費を滞納した場合は強制執行等を受けても異議ありません。
7	申込している内容（就労状況等）が実態と相違していた場合、または虚偽の事実があった場合は内定を取消されても異議ありません。

転入に関する誓約事項（転入予定の方のみ）	
1	入所日までに岸和田市で転入手続きを終了します。
2	転入手続き後、入所日までに子育て施設課に手続きが完了した旨を報告します。
3	次の①～④の内容に変更がある場合は、速やかに子育て施設課に報告します。
①転入予定の住所	岸和田市 岸城町7番1号
②転入予定日	令和 〇 年 1 月 10 日
③入所希望日	令和 〇 年 4 月 1 日
④転入予定者	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯員全員 <input type="checkbox"/> 世帯員一部（ ）を除く
4	誓約事項を遵守しない場合、支給認定および保育施設の利用（調整）決定を取り消されても異議はありません。
※ 申請時点で転入が未決定の場合は、本申込みができません。	
転入が未決定の方は、申請時点でお住まいの自治体を通じて岸和田市に申請してください。	

申し込み時点で岸和田市内に住民票がない場合は、こちらの誓約事項欄に記入をお願いします。

単身赴任等で岸和田市に転入しない世帯員がいる場合は、その氏名を記入してください。

上記について、同意・誓約します。		※署名は自署にて記入してください。	
令和 〇 年 〇 月 〇 日	父 岸和田 城	母 岸和田 桜	